

測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度の導入について

近年、測量、建設コンサルタント業務等の入札において、入札価格の低下が著しく、落札金額が低下しております。これにより成果物の品質への影響が危惧されるところであり、低入札対策は全国的に緊急の課題となってきております。

このような状況を踏まえ、以下により測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度の導入を行うものです。

1. 最低制限価格制度について

最低制限価格制度は、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、そのような入札を失格として排除する制度です。

2. 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格の設定内容

(1) 対象業務

競争入札に付する建設工事に関連する測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

(2) 算出方法

業種区分に応じ、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の算出の基礎になった額を用いて、次に掲げる式により算出する。

ただし、当該合計額が予定価格に $7/10$ を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に $7/10$ を乗じて得た額とする。

測量

直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の額に $3/10$ を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の額に $5/10$ を乗じて得た額 + 諸経費の額に $3/10$ を乗じて得た額

土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の額に $5/10$ を乗じて得た額 + 諸経費の額に $5/10$ を乗じて得た額

地質調査業務

直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の額に $5/10$ を乗じて得た額 + 諸経費の額に $5/10$ を乗じて得た額

補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の額に $5/10$ を乗じて得た額 + 諸経費の額に $5/10$ を乗じて得た額

3. 導入時期

平成21年7月1日から施行し、同日以後に市が発注する測量、建設コンサルタント業務等から適用する。